

生活保護制度運営における地域間の較差の状況

目次

	頁
1 生活保護業務及び実施体制	1
(1) 生活保護業務の概要	1
(2) 生活保護の実施体制	2
(3) 地方分権一括法における生活保護法等の改正	3
2 生活保護事務実施上の問題	4
(1) 実施体制上の問題	4
(2) 調査等の実施状況	6
(3) 会計検査院実地検査指摘、厚生労働省監査指摘等の状況	15
3 福祉事務所における組織的対応	16
(1) 就労支援員等の活用	16
(2) 福祉事務所における組織的対応イメージ	17

1 生活保護業務及び実施体制

(1) 生活保護業務の概要

生活保護業務の適正実施のためには、年金等の給付業務と異なり、受給者との密接で継続的な接触・関与が不可欠
→ 継続的に被保護世帯の生活状況を把握するとともに、自立支援への取組を実施

面接相談時

- ・生活保護制度の説明
- ・他法他施策の活用助言



他法他施策による対応

保護申請時

- ・申請者及びその世帯の生活状況の聴取
- ・資産・収入調査の実施
→預貯金、保険、不動産の保有状況を金融機関等に調査
- ・稼働能力活用状況の把握
→求職活動の状況や主治医や嘱託医からの病状を把握
- ・扶養能力調査の実施
→戸籍等による扶養義務者の存否確認や扶養能力調査を実施
- ・他法他施策の活用が可能かどうか検討し関係他部局と連絡調整

生活保護受給中

- ・保護費の算定及び支給決定事務
- ・定期的な調査の実施
→収入申告書、課税台帳、扶養履行状況等の調査・確認
- ・訪問調査活動による被保護世帯の生活状況の把握
- ・個々の被保護者の実情に応じた自立支援プログラムへの参加指導
※取組状況による指導・指示を含む。
- ・ハローワーク、社会保険事務所、医療機関等との連絡調整

(2) 生活保護の実施体制

① 福祉事務所の設置

◇ 都道府県及び市は、福祉事務所を設置しなければならない。(社会福祉法第14条第1項)

◇ 町村は、福祉事務所を設置することができる。(社会福祉法第14条第3項)

○ 設置数

全国 1, 225カ所

都道府県の設置する福祉事務所：328カ所

市の設置する福祉事務所：892カ所

町村の設置する福祉事務所：5カ所

(平成16年4月現在：厚生労働省社会・援護局調べ)

② 職員の配置

◇ 福祉事務所には、所長、査察指導員(指導監督を行う所員)及び現業員(ケースワーカー)を置かなければならない。

(社会福祉法第15条第1項)

◇ 現業員の定数は、被保護世帯数80世帯につき1人(市町村)又は65世帯に1人(都道府県)を標準。

(社会福祉法第16条)

○ 実配置数

(7) 査察指導員 全国で2, 307人

(1) 現業員(ケースワーカー) 全国で11, 944人 (平成16年度生活保護法施行事務監査資料)

(3) 地方分権一括法における生活保護法等の改正

地方分権一括法による生活保護法及び社会福祉事業法の改正により、地方自治体の裁量が拡大

① 生活保護法の改正（平成12年4月1日施行）

- ・ 自立助長のための相談及び助言事務を自治事務として明確化

（相談及び助言）

第二十七条の二 保護の実施機関は、要保護者から求めがあつたときは、要保護者の自立を助長するために、要保護者からの相談に応じ、必要な助言をすることができる。

- ・ 相談及び助言事務以外の事務（保護の決定・実施に関する事務）について法定受託事務として明確化
- ・ 機関委任事務の廃止に伴い指揮監督に係る事務を廃止

~~（指揮及び監督機関）（職権の委任）~~

~~第二十条 三の法律の施行について、厚生大臣は都道府県知事及び市町村長を、都道府県知事は市町村長を、指揮監督する。
二 都道府県知事は、この法律に定めるその職権の一部を、その管理に属する行政庁に委任することができる。~~

② 社会福祉事業法（現在は社会福祉法）の改正（平成12年4月1日施行）

- ・ 福祉事務所の現業員の配置数を「法定数」から「標準数」に見直し

（所員の定数）

第十五条 所員の定数は、条例で定める。ただし、現業を行う所員の数は、各事務所につき、それぞれ次の各号に掲げる数~~以上~~
~~でなければならない~~を標準として定めるものとする。

- 一 都道府県の設置する事務所にあつては、生活保護法の適用を受ける被保護世帯（以下「被保護世帯」という。）の数が三百九十以下であるときは、六とし、被保護世帯の数が六十五を増すごとに、これに一を加えた数
- 二 市の設置する事務所にあつては、被保護世帯の数が二百四十以下であるときは、三とし、被保護世帯数が八十を増すごとに、これに一を加えた数
- 三 町村の設置する事務所にあつては、被保護世帯の数が百六十以下であるときは、二とし、被保護世帯数が八十を増すごとに、これに一を加えた数

（現行は第十六条）

2 生活保護事務実施上の問題

(1) 実施体制上の問題

① 現業員の充足状況 (平成16年度生活保護法施行事務監査資料)

現業員の配置数は全国の福祉事務所において標準数に比べ1,198人が不足。不足数は拡大する傾向。標準数以上配置している地方自治体がある一方で、大きく不足している地方自治体もある。

	総 数			現業員数が標準数を満たしている福祉事務所		現業員数が標準数に不足している福祉事務所	
	福祉事務所数	現業員数	標準数	事務所数	標準数を超える人員の合計	事務所数	標準に不足する人員の合計
平成14年度	1,198	10,847	10,725	947	980	251	858
平成15年度	1,212	11,408	11,534	943	963	269	1,089
平成16年度	1,225	11,944	12,210	944	932	281	1,198

② 現業員及び査察指導員の業務経験の状況 (平成16年度生活保護法施行事務監査資料)

現業員の指導監督を行う査察指導員の4分の1弱が現業員を経験したことの無い者である等、業務経験が十分ではない者が配置されている。

	現 業 員			査 察 指 導 員		
	総 数	現業員経験1年未満の者数	構成比	総 数	現業員未経験者数	構成比
平成14年度	10,847	2,577	23.8	2,220	615	27.7
平成15年度	11,408	2,840	24.9	2,269	593	26.1
平成16年度	11,944	2,846	23.8	2,307	550	23.8

※生活保護担当職員の資質向上検討委員会
社会福祉の研究者や自治体の生活保護担当者により構成。
平成14年11月から平成15年3月に開催。

③ 現業員業務の問題点 (生活保護担当職員の資質向上検討委員会(※)提言 平成15年3月)

- ・典型的な個人ワーク (個人で問題を抱えやすく個人で悩みやすい)
- ・被保護者等の生活問題の複雑化 (対応が難しく、仕事に対する達成感が得られない)
- ・生活保護業務に対する過小評価 (自分が誇れる仕事をしていないとの感覚)
- ・現業員業務の仕事範囲が不明確 (被保護者等に関する雑多な相談が持ち込まれる)

④ 地方自治体の実施体制(現業員の配置数等)と保護率の伸びの関係

指定都市等(注)における現業員充足率の平均は、91.0%。
平成9年度と比較した平成15年度の保護率は1.52倍。

指定都市等における保護率の増減と現業員充足率の関係

	保護率増減	保護率 (%)	現業員充足率 (%)	失業率増減
A	0.94	13.0	116.0	1.58
B	1.20	17.6	94.8	1.58
C	1.22	24.2	100.7	1.50
D	1.45	25.0	106.4	1.76
平均	1.52	16.4	91.0	-
E	1.61	12.2	94.0	1.30
F	1.63	15.9	101.6	1.22
G	1.64	9.0	93.2	1.91
H	1.65	10.9	82.9	1.38
I	1.65	24.7	92.0	1.71
J	1.67	16.7	112.8	1.30
K	1.75	13.6	80.6	1.64
L	1.82	35.4	57.6	1.62
M	2.09	10.0	75.7	1.43

(注)指定都市等とは、
札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、
東京都23区、横浜市、川崎市、
名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、
広島市、北九州市及び福岡市
の14市・地域をいう。以下同じ。
また、アルファベットは各頁共通。
ただし、この頁及び14頁については、
平成15年4月に指定都市に移行した
さいたま市を除く。

※ 保護率増減 = 平成15年度保護率 / 平成9年度保護率

※ 保護率(%) = 平成15年度保護率

※ 現業員充足率(%) = 平成15年度現業員の法定標準数(被保護世帯数80世帯につき1人)に対する現業員数の割合

※ 失業率増減 = 平成15年度失業率 / 平成9年度失業率

(失業率は、都道府県の数値。このため、同一の県に属するA及びB並びにE及びJの市については、失業率増減の数値が同値。)

(福祉行政報告例・労働力調査
平成15年度監査実施結果報告)

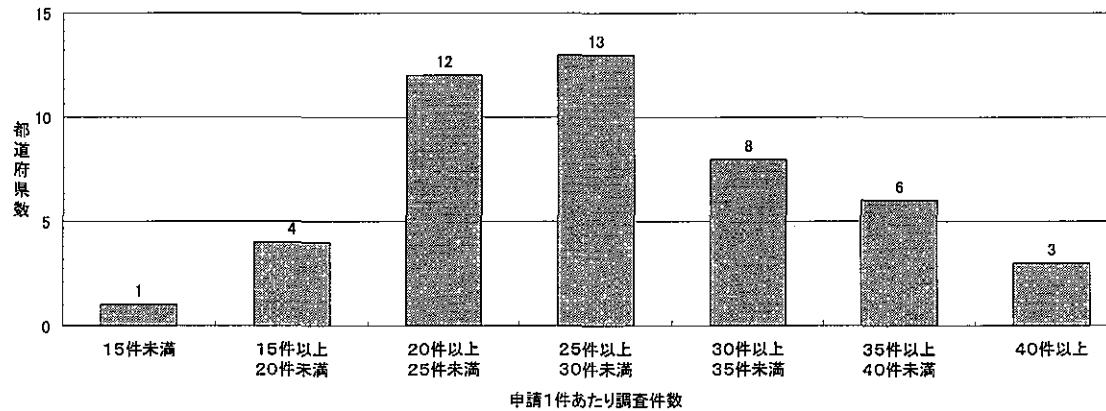
(2) 調査等の実施状況

① 関係先調査の状況

保護の申請に伴う関係先に対する資産・収入調査(※)は、全国平均で申請1件当たり23.1件。

申請1件当たりの関係先に対する資産・収入調査件数(注)(平成15年度)

(7) 都道府県単位の平均の分布状況



※関係先に対する資産・収入調査

- ・年金→社会保険事務所
- ・預貯金→金融機関
- ・生命保険→生命保険会社
- ・収入・資産→税務部局、雇用先等

全国平均 23.1 件/件
 最高 43.4 件/件
 最低 6.1 件/件

注：福祉事務所(7)においては都道府県内の福祉事務所(都道府県及び市町村が設置する福祉事務所をいう)、(イ)においては指定都市内の福祉事務所。以下同じ。)における調査件数の合計をそれぞれの申請件数の合計で除した平均。

(イ) 指定都市等の状況

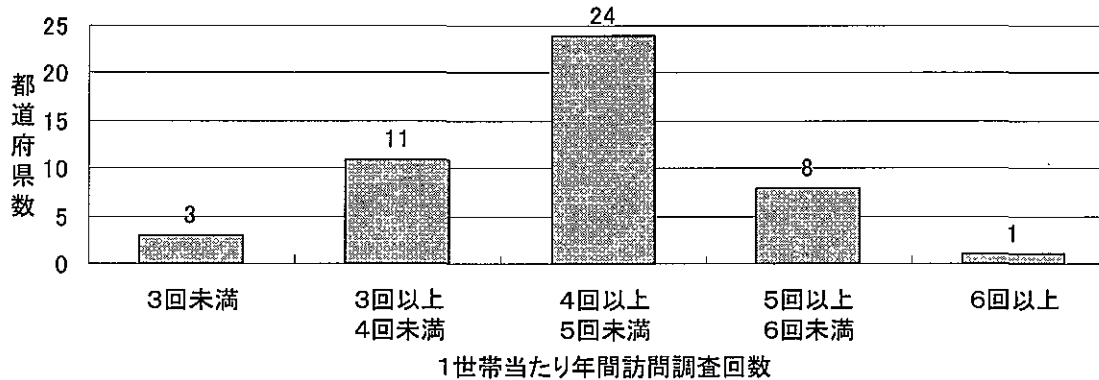
	A	D	B	M	I	N	G	K	平均	C	J	E	H	L	F
関係先調査件数(件)	60.9	55.9	35.6	21.0	20.8	19.3	18.9	17.3	16.2	15.8	15.0	14.8	12.2	10.1	3.2

② 訪問調査活動の状況

被保護世帯の状況把握のために行う訪問調査活動は、1世帯当たり平均3.86回/年。

被保護世帯1世帯当たりの年間訪問調査活動回数（注）（平成15年度）

(7) 都道府県単位の平均の分布状況



全国平均 3.86 回/年
 最高 6.91 回/年
 最低 2.32 回/年

注：福祉事務所における訪問調査回数の合計を被保護世帯数の合計で除した平均。

(i) 指定都市等の状況

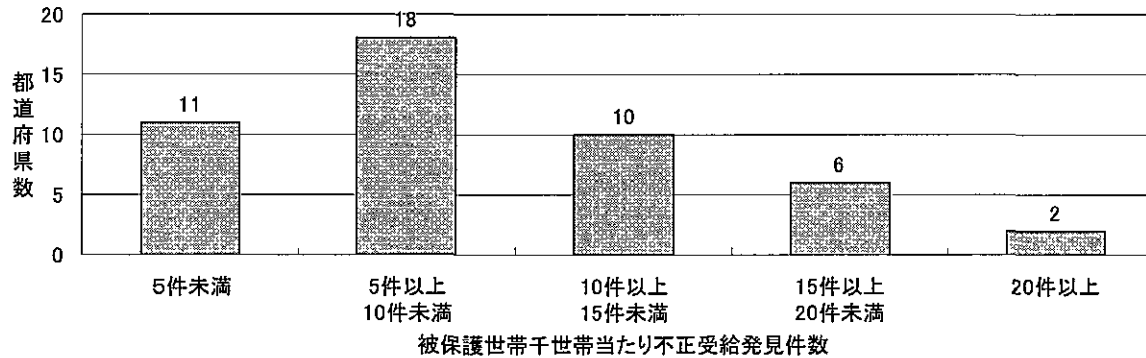
	D	M	J	A	B	E	I	G	平均	C	H	F	L	K	N
年間訪問回数	5.35	4.30	4.06	3.95	3.69	3.66	3.59	3.50	3.41	3.41	3.32	3.16	2.61	2.51	2.17

③ 不正受給の状況

不正受給として地方自治体が保護費の返還を求めた件数は、被保護世帯千世帯当たり全国平均年間9.8件。

被保護世帯千世帯当たり年間不正受給発見件数(※) (平成15年度)

(7) 都道府県単位の件数の分布状況



※不正受給発見件数
福祉事務所が不正受給を発見し、生活保護法第78条の規定により、不正受給をした者から不正受給による保護費を徴収することとした件数

全国平均 9.8 件/千世帯・年
最高 26.5 件/千世帯・年
最低 0.8 件/千世帯・年

(1) 指定都市等の状況

	B	I	K	E	A	D	C	H	平均	L	J	M	G	N	F
被保護世帯千世帯当たり不正受給発見件数(件)	30.2	23.9	13.7	13.7	12.6	11.8	11.3	9.9	9.8	9.2	8.0	6.4	3.9	3.4	3.4
不正受給件数(件)	501	590	144	429	130	358	268	178		646	123	40	24	17	337